

令和7年度貝塚市地籍調査事業業務委託
特記仕様書

貝 塚 市

令和7年度貝塚市地籍調査事業業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本業務委託は、令和7年度貝塚市地籍調査事業業務委託契約書に基づき、貝塚市地籍調査事業業務委託共通仕様書のほか、この特記仕様書によるものとする。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、別表のとおりとする。

(作業内容)

第3条 本業務委託における作業工程は、次のとおりとする。

- (1) 一筆地調査 (E 2 工程：地元説明会・現地調査)
- (2) 細部図根測量 (F I 工程)
- (3) 一筆地測量 (F II-1 工程)
- (4) 地籍図原図作成等 (F II-2 工程)
- (5) 地積測定 (G 工程)
- (6) 地籍図原図の整理及び地籍簿案の作成等 (H 工程：地籍図原図の整理、地籍簿案の作成、閲覧・訂正の申し出に係る作業・資料整理等、複図作成)

(一筆地調査)

第4条 一筆地調査は、次のとおりとする。

- (1) 一筆地調査を行うにあたり貝塚市(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、地籍調査の意義、作業内容の徹底を図るため調査対象地区及びこれに隣接する土地の所有者、相続人、これらの者の代理人等(以下「所有者等」という。)を対象に、地元説明会を開催するものとする。また、地元説明会用の配付資料については、乙が作成するものとする。
 - (2) 地元説明会には、乙の主任技術者が参加しなければならない。
 - (3) 現地調査は乙が主体となって行う。ただし、筆界未定、不存在等の判断にあつては甲が行うものとし、乙は、調査票等を持参の上、筆界案を説明し、現地調査を行う。
 - (4) 現地調査は、乙の従事者による1班2人以上の2班体制とする。
 - (5) 立会日程等について、乙は甲と事前に十分打合せを行い、作業の効率化に努めなければならない。また、立会は原則平日の日中(午前9時から午後4時)に行うこととするが、必要に応じて休日に行うことがある。
 - (6) 現地調査を実施した筆については、立会日の記入及び立会人が署名した地籍調査票を整えるものとする。なお、代理人が署名する場合は、所有者等が発行した代理人への委任状の提出がなければならない。
- 2 現地調査のために、乙は、筆界案に所有者名を記載した図面、分筆経過票、立会者名簿、日程表及び立会い依頼書を作成し、現地調査の4週間前までに甲に提出するものとする。ただし、甲が特別の事情があると認める場合は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。なお、所有者等への立会い依頼書等の送付は甲が行うものとする。
- 3 前項に規定する筆界案については、登記所備付地図を基本に、甲が提供する図面を重ね合わせた図面から、総合的に考慮したものを乙が作成するものとする。
- 4 筆界杭及び杭番号プレート(国土調査専用)は、甲の指示する規格の物を使用し、筆界杭は、プ

プラスチック杭（3 cm×3 cm×40cm 以上）とする。ただし、プラスチック杭の設置が困難な場合は、金属鋸又は境界プレートを使用することができる。

（地籍細部測量）

第5条 地籍細部測量は次のとおりとし、細部図根測量、一筆地測量、原図作成に区別するものとする。

- （1） 細部図根測量は、原則、TS法により行うものとし、GNSS法により作業を行う場合は、甲の承認を得るものとする。
- （2） 細部図根点は、原則として金属鋸（0.7 cm×1.5 cm×8cm）を使用する。ただし、金属鋸の設置が困難な場合は、プラスチック杭（4.5 cm×4.5 cm×45cm）を使用することができる。
- （3） 観測及び計算の制限等については、規程に準拠し、実施するものとする。
- （4） 一筆地測量は、基準点・細部図根点等を基点とし、筆界点をTSによる放射法により測定し、その座標値を求める。また、現地の状況により多角測量法・交点計算法を用いることも可能とする。ただし、GNSS法で一筆地測量を実施する場合は、甲の承認を得るものとする。

（地積測定）

第6条 地積測定は、電子計算機を使用し、現地座標法により面積を求めるものとする。

- 2 地積測定観測計算書には、各筆に関する筆界点番号を明示し、筆界点の座標値、筆界点間の辺長及び方向角を併せて表示するものとする。
- 3 単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなることを点検し、地積測定精度管理表を作成するものとする。

（地籍図原図の整理及び地籍簿案の作成）

第7条 一筆地調査、一筆地測量及び地積測定の結果を基に地籍図原図の整理及び地籍簿案を作成するものとする。

（閲覧）

第8条 所有者等への閲覧の案内は、甲が行うものとする。

- 2 閲覧者名簿等の作成は、甲が行うものとする。
- 3 閲覧期間は原則20日間とし、その内2日間について乙の従事者1人を立ち会わせるものとする。
- 4 誤り等申出により、筆界の訂正又は確認を行った場合、筆界杭等を設置するものとする。

（地籍図複図の作成）

第9条 乙は、地籍図原図を基に地籍図複図を作成するものとする。

（整理）

第10条 計算結果は、各工程の成果簿に整理するものとする。ただし、甲が認めた場合は計算簿を成果簿とすることができるものとする。

（成果品）

第11条 本業務で納入する成果品は次のとおりとする。なお、成果品の様式等は、「地籍測量及び地積測定における記録及び成果の記載例」によるものとし、詳細は甲と協議するものとする。

- （1） 一筆地調査（E2工程）
 - ① 地籍調査票綴
 - ② 作業日誌
 - ③ 立会処理簿
 - ④ 一筆地調査図

- ⑤ 調査前・調査後の電子データ
- ⑥ 調査図関係の電子データ
- (2) 地籍細部測量 (F I 工程)
 - ① 細部図根点選点図
 - ② 細部図根点平均図
 - ③ 細部図根測量観測計算諸簿
 - ④ 細部図根点網図 (地籍調査作業規程準則 (以下「準則」という。) 第 67 条)
 - ⑤ 細部図根点成果簿 (準則第 67 条)
 - ⑥ 精度管理表
 - ⑦ 測量標の設置状況写真
- (3) 一筆地測量 (F II-1 工程)
 - ① 地籍図根細部測量点座標電子データ (F II-1 工程)
 - ② 一筆地測量計算諸簿
 - ③ 精度管理表
 - ④ 筆界点成果等電子記録
- (4) 地籍図原図作成 (F II-2 工程)
 - ① 原図 (仮原図を含む)
 - ② 筆界点番号図 (準則第 74 条)
 - ③ 地籍図一覧図 (準則第 74 条)
- (5) 地積測定 (G 工程)
 - ① 地積測定計算簿諸簿
 - ② 地積測定成果簿 (準則第 87 条)
 - ③ 筆界点座標値等電子記録
 - ④ 精度管理表
- (6) 地籍図及び地籍簿の作成 (H 工程)
 - ① 地籍簿案 (準則第 88 条)
 - ② 地籍図原図 (準則第 74 条)
 - ③ 地籍図複図 (準則第 74 条)
- (7) その他 (上記以外の提出書類)
 - ① 工程表
 - ② 検定証明書の写し
 - ③ 作業打合せ記録簿
 - ④ 監督職員 (甲が指定する業務の管理を行う職員) の指示するもの

別表

計画区名	橋本外2	橋本外3（その1）
計画年度	令和4年度	令和4年度
面積	0.13km ²	0.03km ²
調査前筆数	438筆	約40筆
調査前一筆平均面積	297m ²	750m ²
縮尺	1／500	1／500
精度	甲2	甲2
傾斜条件	平坦地	平坦地
視通条件	市I	市I
筆の形状	不整形	不整形
計画区からの距離 ※1	1.6km	1.9km
作業工程	FⅡ-2、G、H工程	E2工程、F1工程、 FⅡ-1工程

※1 調査拠点（貝塚市役所）から計画区

の中心までの直線距離。